

給実甲第1304号

令和4年7月1日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年7月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。 一～三 （略） 四 派遣職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定により派遣された職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若し	2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。 一～三 （略） 四 派遣職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定により派遣された職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項若し

くは第 8 9 条の 3 第 1 項の規定により派遣された職員、令和七年国際博覧会特措法第 2 5 条第 1 項の規定により派遣された職員又は令和九年国際園芸博覧会特措法第 1 5 条第 1 項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第 5 条、法科大学院派遣法第 1 3 条、福島復興再生特別措置法第 4 8 条の 5 若しくは第 8 9 条の 5、令和七年国際博覧会特措法第 2 7 条又は令和九年国際園芸博覧会特措法第 1 7 条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額

五～九 (略)

くは第 8 9 条の 3 第 1 項の規定により派遣された職員、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第 1 7 条第 1 項の規定により派遣された職員、令和七年国際博覧会特措法第 2 5 条第 1 項の規定により派遣された職員又は令和九年国際園芸博覧会特措法第 1 5 条第 1 項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第 5 条、法科大学院派遣法第 1 3 条、福島復興再生特別措置法第 4 8 条の 5 若しくは第 8 9 条の 5、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第 1 9 条、令和七年国際博覧会特措法第 2 7 条又は令和九年国際園芸博覧会特措法第 1 7 条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額

五～九 (略)

以 上